

第2次教育振興基本計画まとまる

～学校や地域での学びを通して、支え合う地域社会の実現を目指します



市教育委員会では、平成26年8月に、教育基本法に基づき、東久留米市における教育振興に関する基本的計画を定めることを目的として、「東久留米市教育振興基本計画」を策定しました。平成27年4月には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、市長と教育委員会が構成する「総合教育会議」が設置され、そこで「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」と言う。）」について協議し、5月に市長が「大綱」を策定しています。それを受け、同年11月に計画の改訂を行い、それが現在の教育行政の指針となっています。

しかし、この計画が平成30年度までの計画期間であるため、このたび平成31年度から35（2023）年度までの5年間を計画期間とする、「東久留米市第2次教育振興基本計画」を策定しました。

計画の内容は「学校教育分野」と「生涯学習分野」に分かれており、「1 人権尊重と健やかな心と体の育成（健全育成）」以下三つの柱のほか、これらのいずれにも関わるものとして、「オリンピック・パラリンピックの精神を生かした教育の充実（学校教育分野）」「生涯学習分野」の五つを柱に据えています。

今号は、計画の体系及び基本施策を、紹介しています。具体的な取り組みについては、「第2次教育振興基本計画 平成31年度事業計画」をご参照願います（市政情報コーナーでご覧いただくか、または、市ホームページを参照願います）。

市教育委員会では、今後も、子どもも大人も、進んで学ぶ意欲がもてる教育行政の推進を目指します。

〈東久留米市第2次教育振興基本計画の体系〉

I 人権尊重と健やかな心と体の育成～健全育成～

〔基本施策1 個性を認め合う教育の推進〕

(1) 人権尊重教育の充実 ①人権教育の推進 ②自己肯定感・自己有用感の醸成 (2) 不登校問題への対応

〔基本施策2 規範意識や他人への思いやりなど豊かな心を育む教育の推進〕

(1) 道徳教育の充実

〔基本施策3 いじめ問題への対応〕

(1) いじめ問題への対応

〔基本施策4 生涯にわたって育む健やかな体づくり〕

(1) 体育・健康に関する教育の充実 ①体力向上に関する指導の充実 ②学校における食育の推進と学校給食の充実 ③心身の健康の保持増進に関する指導の充実

II 確かな学力の育成～学力向上～

〔基本施策1 確かな学力の育成〕

(1) 知識及び技能の確実な習得 ①各種学力調査の活用 ②基礎的・基本的な学力の定着と学ぶ意欲の向上 (2) 思考力・判断力・表現力の育成 ①ICT機器活用等による多様な指導方法の工夫 ②小中連携による系統的な指導の推進 (3) 主体的に学習に取り組む態度の育成 ①家庭学習の積極的な展開 ②学校図書館の活用と充実

〔基本施策2 日本人としての自覚と豊かな国際感覚をもつ人材の育成〕

(1) グローバルに活躍できる人材の育成 ①伝統と文化の理解の推進 ②英語教育と国際理解教育の推進 ③言語活動の充実によるコミュニケーション能力の育成

〔基本施策3 安全・安心な学校づくり〕

(1) 地域や外部人材を生かした体験活動の充実 (2) 地域や保護者と連携した防災教育 (3) 通学路の安全対策

〔基本施策4 質の高い教育の基盤となる環境の整備〕

(1) 着実かつ効果的な施設保全の実現 (2) 学校の適正規模・適正配置の実施

(2面に続く)

〔基本施策1 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進〕

(1) 校長のリーダーシップの確立と組織としての機能強化 ①学校評価に基づく学校経営の継続的な改善 ②組織体としての学校機能の強化 (2) これからの学校教育を担う教員の資質・能力の向上 ①教員の授業改善、指導力の向上の推進 ②教育センターの機能の充実

〔基本施策2 特別支援教育の充実〕

(1) 特別支援教育の充実 ①個に応じた就学の推進 ②特別支援教育の充実 ③外国につながる児童・生徒の支援

〔基本施策3 安全・安心な学校づくり〕

(1) 地域や外部人材を生かした体験活動の充実 (2) 地域や保護者と連携した防災教育 (3) 通学路の安全対策

〔基本施策4 質の高い教育の基盤となる環境の整備〕

(1) 着実かつ効果的な施設保全の実現 (2) 学校の適正規模・適正配置の実施

(2面に続く)

〔今号の主な内容〕1面 第2次教育振興基本計画の策定▽2面 西部地域の小学校再編成（下里小の閉校）に向けた実施計画の策定、総合教育会議の開催、教育委員会委員の再任▽3面 学校史、東京都の学力調査結果▽4面 市立学校の取り組み、創立50周年を迎えた市立第七小学校と西中学校

〔基本施策Iの1〕 国際化、情報化、高齢化等の進展に伴い、新たな人権問題が生じています。私たちの目指す、すべての人々の人権が尊重される自由で平等な社会を実現するためには、一人ひとりの人権意識そのもの高揚を図ることが不可欠です。自分を大切に、相手を認め、尊重する態度の育成に向けて、人権教育の推進は、ますます重要性を増しています。

〔基本施策Iの2〕 学校教育法では、「自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力」をもって、主体的に社会に参画する態度の育成が求められています。家庭や学校、地域といったさまざまな「社会」の中で互いを思いやり、周囲の人と豊かに関わり合いながら生きる行動の根幹となる規範意識を育てます。

〔基本施策Iの3〕 平成29年度には「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」に係る教育委員会、学校の役割や家庭に求めることについて改定しています。「いじめ」は命と人格の尊厳に関わる問題です。いじめの未然防止、早期発見・早期対応を進め子どもたちの主体的な取り組みを支援します。

〔基本施策Iの4〕 生涯を通じ、健やかな体を育成するために、適切な生活習慣や食習慣を身に付け、スポーツに親しみ、体力づくりに積極的に取り組む姿勢を育てる必要があります。体育・健康教育を推進するとともに、偏りのない食生活や地場産農作物の活用など、食に関する教育を推進します。

不登校の現状は…公立学校の児童・生徒の不登校は、全国的にも、東京都全体でも増えています。本市においては、平成29年度は市立小学校で62人、中学校で118人と、小学校からの不登校が中学校でも改善されない状況が続いており、不登校の児童・生徒数は増加傾向にあります。市教育委員会においても、重要な課題と受け止めています。引き続き、校内で児童・生徒の悩みや「困り感」を受け止められる教育相談体制を十分に整備し、改善を図ります。

子どもたちは体を動かすことが好きです…国の調査によると、「運動（体を動かす遊び含む）が好き」と回答している子どもは、約8割います。学校での（保健）体育の授業では、子どもたちの実態に応じ、体力づくりや運動能力等の向上を図る指導方法の工夫を図っていきます。

〔基本施策IIの1〕 国は、確かな学力とは「知識や技能はもちろんのこころ」これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等まで含めたものとしています。子どもたちに、幅広い学力の基となる基礎的・基本的な知識や技能の着実な定着を図ります。また、主体的・対話的で深い学びを実現し、より高度な学びへと自ら向かう姿勢を育てます。

〔基本施策IIの2〕 経済・産業・文化などあらゆる分野で国際化が進展している現在、世界に通用する実践的な英語力とともに豊かな国際感覚を醸成することが大切です。子どもたちが日本の伝統や文化を大切にした上で、国際感覚を身に付け、日本人としての誇りとアイデンティティを養う教育を進めます。

〔基本施策IIIの1〕 信頼される学校づくりを進めるためには、子どもの心身の発達に応じ、各学校の設定する教育目標を実現するために、教育内容を組織的に配列したり、活動を評価・改善したりすることが大切です。また、必要に応じて、外部や地域の人材を活用することも有効です。校長のリーダーシップが発揮され、学校が一丸となって充実した教育活動を行うことができるよう、カリキュラム・マネジメントを推進し、それを支える教員の指導力の向上を図ります。

〔基本施策IIIの2〕 一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな教育を推進するため、障害のある児童・生徒をはじめ、外国につながる児童・生徒など、支援を必要とするすべての子どもへ適切な対応を行う体制の整備を進めます。

〔基本施策IIIの3〕 地域に生まれ、地域に育つ子どもたちにとって、地域の文化や伝統を学ぶ機会をもち、将来の東久留米市や自分自身のことを考える学習を進めることは大変意義深いことです。地域社会を愛し、地域の活性化に貢献できる人間を育成することが必要です。また、近年指摘されている大規模な自然災害の可能性に備えて、知識や技能を習得するだけでなく、社会参加や社会貢献の意識を高めるための防災教育を推進します。

〔基本施策IIIの4〕 児童・生徒が安心して学ぶことのできる環境を整備するため、学校施設の日常的点検や維持補修、施設全体の大規模改修にも計画的に取り組めます。文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に基づき、小・中学校の適正規模・適正配置は、教育委員会において教育的な視点から検討し、保護者や地域の理解を得ながら進めていきます。

